

三宅町郵便入札実施要領

令和7年3月17日

要領第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、法令に定めるもののほか、三宅町の実施する郵便入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「郵便入札」とは、入札書を郵送することにより行う入札方法をいう。

(準拠)

第3条 この要領に定めのない事項については三宅町契約規則（平成9年10月規則第8号）（以下「契約規則」という。）及び三宅町建設工事等の入札執行要領（令和6年4月要領第15号）（以下「執行要領」という。）に準拠するものとする。

(対象)

第4条 郵便入札の対象案件は、町長が入札公告又は指名通知（以下「公告等」という。）において指定するものとする。

(公告等)

第5条 郵便入札を実施する場合は、契約規則第2条に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を併せて記載し公告等を行うものとする。

- (1) 入札方法を郵便入札とする旨
- (2) 入札書の郵送方法
- (3) 入札書の到達期限
- (4) 入札書の送付先
- (5) 入札回数
- (6) 開札日時及び開札場所
- (7) 開札映像の開示請求の方法
- (8) 入札結果の通知方法
- (9) その他必要と認める事項

(入札通知)

第6条 町長は、郵便入札参加業者（以下「入札者」という。）に対し入札通知書（郵

一第1号様式)又は、入札通知書【総合評価落札方式】(郵一第1号様式総合評価)に入札心得書(郵一第2号様式)、入札者心得(郵一第3号様式)を添えて入札の通知をするものとする。

(入札書の提出方法)

第7条 入札方法を郵便入札とする入札における入札書の提出方法は郵送に限り、持参での提出は認めないものとする。

(入札書の郵送方法)

第8条 入札者は、入札書及び必要とする書類(以下「入札書等」という。)を、公告等で指定した入札書の到着期限までに到着するよう郵送しなければならない。

2 郵送方法は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかにより、公告等で指示する入札書の送付先まで郵送すること。この場合において、郵送に要する費用は入札者の負担とする。

3 入札者は、前項の規定により入札書等を郵送する場合は、封筒に入札書等を入れ封かんしたもの(以下、「内封筒」という。)を作成し、その封筒の表側に次の事項を明記すること。

- (1) 入札書在中の表記
- (2) 対象となる工事又は業務の名称、番号及び履行場所
- (3) 入札の日付け
- (4) 入札者の所在地又は住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名並びに押印
- (5) 入札回数の上限が2回である場合、当該入札書を入札しようとする回の表記

4 入札者は、前項の規定により作成した内封筒を、次の事項を明記した封筒(以下、「外封筒」という。)に入れ送付すること。

- (1) 入札書の送付先
- (2) 朱書きの「入札書在中」の標記
- (3) 朱書きの「一般書留」又は「簡易書留」の標記
- (4) 対象となる工事又は業務の名称、番号及び履行場所
- (5) 入札の日付け
- (6) 入札者の所在地又は住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名

5 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することができない。

6 入札書等の到着確認は入札者が行うものとし、この確認を行わないことによって生じた損害について三宅町は責を負わないものとする。

(入札書等の保管)

第9条 入札担当者は、入札書等が入札担当課に到着したときは外封筒を開封せず開札日

時まで厳重に保管するものとする。

(入札の無効又は失格)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

- (1) 執行要領第14条第3項又は第4項各号のいずれかに該当する場合。
- (2) 一般書留又は簡易書留以外の方法で行われた入札は無効とする。
- (3) 入札書等の提出期限を過ぎて到着した入札は無効とする。
- (4) 入札回数の上限が2回の入札において再度入札を行う場合に2回目に該当する入札書等又は辞退届の提出がなかったものは失格とする。

(開札)

第11条 開札は町長が指定した場所において行い、入札担当者（三宅町建設工事請負業者選定委員会の選定を経たものについては入札事務主管課、同委員会を経ないものについては業務担当課）、次条以降に定める立会人及び傍聴人以外の者は入室してはならない。

(開札の立会い)

第12条 開札は、公告等に示した日時及び場所において2名の立会人のもと行うものとする。

2 立会人は当該入札の業務担当課及び入札執行課を除く三宅町職員から選定することとする。

3 立会人は、公正な立場で開札に立会い、当該入札に不正等が認められない場合は、開札終了後に開札立会人確認書（郵一第4号様式）に署名及び押印をしなければならない。

(傍聴)

第13条 開札の傍聴ができる者（以下「傍聴人」とする。）は、当該入札の入札者又は入札者が指定した者に限る。

2 傍聴人は開札において発言等を行うことはできない。

(落札者の決定)

第14条 落札者の決定は、入札を行った者のうち予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定するものとする。

3 くじによる落札者の決定方法は、町長が別に定める方法によるものとする。

(開札の録画及び録画映像の開示請求)

第15条 開札時は録画を行うこととし、入札の執行日の翌日から起算して14日間保管しなければならない。なお、この期間内に入札者から次項以降に定める録画映像の開示請求があった場合は応じなければならない。

2 録画映像の開示を請求ができる者は開示を請求する入札の参加者に限る。

3 録画映像の開示を請求する者は、同条第1項で定める映像の保管期間内に開札映像開示請求書(郵一第5号様式)を町長に提出しなければならない。

4 録画映像の閲覧は三宅町職員立会のもと行い、次の各号に定める事項を禁止する。

- (1) 録画映像の撮影
- (2) 録画データの記憶媒体への複製又は移動
- (3) 録画データの破壊
- (4) その他前3号に類する行為

(入札結果の通知)

第16条 町長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者を含む入札参加者にその結果を開札結果通知書(郵一第6号様式)により通知するとともに、その結果を入札執行課において閲覧に供するものとする。また、総合評価落札方式の入札を行った場合、開札結果を入札執行課において閲覧に供するものとする。

(入札結果の公表)

第17条 町長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、三宅町建設工事入札及び契約等情報公表実施要領(平成21年9月要領第6号)第3条第3号の規定により公表する。

(入札の延期、中止及び取消し)

第18条 町長は、郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

2 入札者が1者の場合でも入札は中止しない。

3 前項の規定は執行要領第19条による再度入札においても同様とする。

(その他)

第19条 この要領に定めのない事項については町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年3月17日より施行する。